

政令第 号

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行期日は、平成二十五年四月一日とする。

理由

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行期日を定める必要があるからである。